

平成 20 年度住宅団地におけるエリアマネジメントの推進のための プラットホーム整備に向けた実施団体の募集について (プラットホーム整備調査実施団体の募集)

募集要項

国土交通省土地・水資源局土地政策課

1. 主旨と目的

(1) 調査の実施について

近年、成長都市の時代から成熟都市への移行に伴い、まちづくりは「つくること」だけでなく、「育てる」ことを重視するようになってきています。多くの地方公共団体に財政的なゆとりが無くなる中、防犯に対する安全性や快適な地域環境を求める住民の方々の要望の高まりや、商業・業務地の方々の地域間競争への対応の必要性などを背景に、地域住民・企業・地権者・行政等関係者の主体的な参画と活動に必要な費用を関係者で負担するといった特徴をもつ「エリアマネジメント」によるまちづくりの取り組みが行われるようになってきています。

住宅団地においても、快適で魅力的な環境の創出や美しい街なみの形成、安心・安全な地域づくりや良好なコミュニティの形成など様々な取り組みが行われるようになってきています。住宅団地におけるエリアマネジメントは、住宅地の適切な維持・管理の実施による良好な地域環境の維持、資産価値の維持・向上や地域イメージの向上、様々なサービスの提供によるコミュニティの維持等の効果が期待され、地域の持続的なまちづくりにおいて重要な取り組みの一つです。

このような住宅団地におけるエリアマネジメントを促進するためには、特に、新規に住宅団地を供給する際に予めエリアマネジメントを導入した、いわば「エリアマネジメント付き住宅団地」の供給を促進し普及を図ることが有用であると考えられます。

「エリアマネジメント付き住宅団地」の供給促進、普及を図るには、住宅団地の供給を行う事業者や事業者を支援する社団法人等の民間団体、公共団体等の連携により、エリアマネジメントの導入に向けたノウハウの共有と普及、一般ユーザーの住宅団地におけるエリアマネジメントの効果に対する理解の促進を図るための情報発信等に努めることが重要です。

そこで、国土交通省では、「エリアマネジメント付き住宅団地」の供給促進、普及に取り組む全国的な推進組織（以下「プラットホーム」という。）の立ち上げを前提として、プラットホームの立ち上げや普及促進活動の実施等に関する課題の検討を行う調査実施団体を募集することと致しました。

(2) 実施団体の役割

実施団体（助成の対象となるプラットホーム整備に取り組む団体をいう。以下同じ。）は、提出した応募書類の調査計画書に基づく活動を行い、随時活動の状況を調査統括法人に報告するとともに、今年度の活動に対する課題等の分析や、来年度以降の中期的（3～5年程度）な活動

方針等を整理し、その結果を報告書にまとめ、提出していただきます。

なお、実施団体には調査終了後、次年度以降にその後の活動状況等についてのヒアリングにご協力をお願いすることがあります。

2. 応募の条件

(1) 対象となる団体

対象となる団体は、全国を対象にプラットフォームの整備に向けて継続的に取り組みを行おうとする以下の団体とします。

- ・複数の住宅供給事業者を構成員に含む社団法人、NPO、任意団体等

(2) 対象とする活動

本募集では、「エリアマネジメント付き住宅団地」の普及に向けたプラットフォームの立ち上げ等に関する継続的な取り組みを対象とします。例えば以下のような活動を募集対象とします。

- ・プラットフォームに対する業界ニーズの把握（住宅供給事業者や業界団体等へのヒアリング等）
- ・エリアマネジメント付き住宅団地に対する消費者ニーズの把握（一般ユーザーや住宅供給事業者等へのアンケートやヒアリング等）
- ・エリアマネジメントの普及・促進に向けた勉強会・研究会の実施
- ・エリアマネジメントの普及・促進に関する講演会の開催
- ・住宅団地において住宅供給事業者が主体的にエリアマネジメント活動を実施している事例の研究
- ・エリアマネジメントの普及・促進に関する広報（HP等の立ち上げ、パンフレットの作成・配布等）など

(3) 助成対象とする費用

助成の対象とする費用は、対象とする活動に要する費用（原則として選定後の契約完了日から平成21年2月までの活動）、対象とする活動の今年度の成果等をまとめた報告書の作成費とします。場合によってはヒアリングを行い協議・調整する場合があります。

なお、費用については団体の他の活動と会計上の区別をし、費用の用途を明らかにした精算報告書を、後述する調査統括法人に提出していただきます。

(4) 報告書の提出

所定の様式に沿った報告書（A4サイズ）を、平成21年3月2日（月）までに提出していただきます。様式に関しては選定後、各実施団体に後述する調査統括法人からご連絡いたします。

(5) その他

実施団体には、活動期間中、後述する調査統括法人への進捗状況の報告、意見交換等に協力していただきます。

3. 応募の手続き

(1) 質問の受付と回答

①質問の受付

本募集の主旨や内容、提出書類等に関して質問がある場合は、別紙1の質問書に記載の上、下記の提出先に、E-mail またはFAXで電送してください。原則として電話による質問の受け付けは致しません。質問の受付期限は、平成20年12月12日(金)までとします。なお、質問がない場合は質問書を電送する必要はありません。

<質問書の提出先>【調査統括法人】

株式会社 日建設計総合研究所

エリアマネジメント・プラットホーム整備調査担当 (担当：井上^{いのうえ}、辻本^{つじもと})

Eメール：area@nikken.co.jp

FAX : 03-3284-1050

※本募集は、国土交通省による「平成20年度エリアマネジメントの普及・推進及び支援方策検討業務」の一環として行われており、同調査は企画競争の結果、株式会社日建設計総合研究所（以下、調査統括法人という。）が受託しております。

②質問の回答

質問の回答は、質問書に記載された連絡先に電送により行います。

(2) 応募書類と提出方法

応募者は、応募書類を下記の提出先に郵送してください。E-mail やFAXによる提出はお断りいたします。

<応募書類>

- ①応募申請書（別紙2） 1部
- ②応募申請に伴う参考書類 各2部（コピー可）
 - ・団体の規約や定款、パンフレット
 - ・今年度の活動実施計画及び予算書
 - ・会報や新聞等での紹介記事などがある場合は、最近のもの
- ③調査計画書（別紙3） 1部
- ④資金計画書（別紙4） 1部

調査計画書及び資金計画書の記入に際しては、別紙5の記入例と資金計画書の注意事項をご覧の上、ご記入ください。

<応募書類の提出先>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-2 第一鉄鋼ビルディング5階
株式会社 日建設計総合研究所
エリアマネジメント・プラットホーム整備調査担当（担当：井上 ^{いのうえ} 、辻本 ^{つじもと} ）

(3) 応募書類の提出期限

平成20年12月17日（水）（消印有効）

(4) 注意事項

応募に要する経費は応募者の負担とします。また、提出した書類は返却いたしません。

4. 選定の方法

(1) 選定の要領

以下の要領で実施団体を選定します。

①審査

応募者から提出される3.(2)に指定する応募書類に対して審査を行います。

②応募団体へのヒアリング

必要に応じて応募者にヒアリングを行うことがあります。

③実施団体の選定と発表

上記の審査をもとに、国土交通省が実施団体を選定します。選定結果は、平成20年12月下旬頃を目途に書面にて、応募者に通知いたします。

(2) 選考基準

本募集の主旨と目的、及び条件に適合しているとともに、以下の観点から審査を行い選定します。

- ① 提案された活動内容が、調査の主旨等への理解度が高く、課題に対して意欲的な取り組みであるもの。
- ② 提案された活動内容が、プラットホームの立ち上げに向けた具体性がみられ、実現可能性が高いもの。
- ③ 提案された活動を通じて、今後の施策展開の参考となる課題、知見の抽出が想定されるもの。

5. 選定後の予定

選定後、調査統括法人が、実施団体の活動内容や費用等について個別に調整させていただきます。この段階で活動内容や資金計画について、あらためて書類を提出していただく場合がありますので、あらかじめご承知ください。

<応募から契約までの流れ>

